

●香川県告示第64号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成26年香川県告示第407号に係る都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月19日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 施行者の名称  
高松市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
高松広域都市計画道路事業 3・3・107号 木太鬼無線
- 3 事業施行期間  
平成26年11月28日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし